

## 令和2年度第4回石川県公立大学法人評価委員会 議事概要

- 1 採決日時 令和3年3月5日(金)～3月17日(水)
- 2 採決方法 各委員からの書面表決(評価委員5名が表決を実施)
- 3 表決委員

(敬称略)

氏名	役職等	備考
林 勇二郎	国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 学長特別顧問 元金沢大学学長 公立大学法人 公立小松大学 顧問	委員長
鶴山 庄市	一般社団法人 金沢経済同友会 副代表幹事	
小山 善子	金城大学医療健康学部客員教授	
北川 義信	金沢商工会議所副会頭	
中元 文徳	公認会計士	

### 4 議事・確認事項

石川県公立大学法人業務実績評価実施要領の一部改正について

### 5 採決結果

#### (1)内容

平成30年度に地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)が改正されたことに伴い、第78条の2の規定に基づき、「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価」をする必要があるため、石川県公立大学法人業務実績評価実施要領を改正する。

#### (2)改正案

別添資料のとおり。

#### (3)採決結果

改正することが、適当である。

平成24年 3月21日

石川県公立大学法人評価委員会決定

令和 3年 3月23日

石川県公立大学法人評価委員会改正

## 1 趣旨

石川県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う石川県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定める。

## 2 評価方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性や自立性に配慮しつつ、法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善や向上に資するものとする。
- (2) 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の各事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）の進捗状況や中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の達成に向けた取組の成果を明確に示すものとする。
- (3) 法人がより魅力ある大学とするために実施する特色ある取組や工夫に対して、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 評価に関する事務が、法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

## 3 評価の種類

法人の業務実績の評価は、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）により実施する。

## 4 評価方法

### (1) 評価の手法

事業年度評価、中期目標期間見込評価、中期目標期間評価は、それぞれ項目別評

価及び全体評価により実施する。

#### ア 項目別評価

評価委員会は、年度計画又は中期計画に定めた最小の事項（以下「小項目」という。）ごとに法人が行った自己評価の内容を検証し、中期目標に定めた最上位の事項（以下「大項目」という。）ごとに5段階で評価を行う。

#### イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実績の全体について総合的に評価を行う。

### (2) 項目別評価

#### ア 法人による自己評価

- (ア) 法人は、年度計画又は中期計画の実施状況を小項目ごとに、次の4段階で評価し、当該実施状況の評価及びその理由等を記載した業務実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を上回って実施している。
Ⅲ	年度計画を順調に実施している。
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない。
Ⅰ	年度計画を実施していない。

※中期目標期間見込評価、中期目標期間評価においては、「年度計画」とあるのは、「中期計画」とする。

- (イ) 法人は業務実績報告書に、(ア)に掲げるもののほか、大項目ごとに法人として特色ある取組や工夫などを記載する。

#### イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人に対してヒアリング等を実施し、小項目ごとに法人が行った評価を検証する。

#### ウ 評価委員会による評価

- (7) 評価委員会は、イの検証結果に基づき、当該年度における中期計画の実施状況又は中期目標の達成状況を大項目ごとに次の5段階で評価する。

【事業年度評価の評価区分】

評価区分	評価内容
S	特筆すべき進行状況にある。(特に認める場合)
A	計画どおり進んでいる。(すべてⅢ～Ⅳ)
B	おおむね計画どおり進んでいる。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上)
C	やや遅れている。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満)
D	重大な改善事項がある。(特に認める場合)

【中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の評価区分】

評価区分	評価内容
S	中期目標の達成状況が非常に優れている。(特に認める場合)
A	中期目標の達成状況が良好である。(すべてⅢ～Ⅳ)
B	中期目標の達成状況が概ね良好である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上)
C	中期目標の達成状況が不十分である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。(特に認める場合)

- (イ) 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価のうち、大学の教育研究等の質の向上に関する目標の評価は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第79条の規定により、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて実施する。

(3) 全体評価

評価委員会は、(2)の項目別評価の結果を踏まえ、当該年度における中期計画の実施状況若しくは中期目標の達成状況並びに法人の業務実績の全体について、記述式により総合的に評価を行う。

## 5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。

- (2) 項目別評価結果がB又はCの大項目については、法人が自主的に業務運営の改善その他の所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 項目別評価結果がDの大項目については、評価委員会が業務運営の改善その他の勧告を行う。

## 6 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

## 7 その他

この要領は、必要に応じて改定を行う。